

子ども一人一人の教育的ニーズとは

■ 教育的ニーズを整理し、就学先・学びの場を考えていく

子ども一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「**障がいの状態等**」という。）を把握して、具体的にどのような**特別な指導内容**や**教育上の合理的配慮**を含む支援の内容が必要とされるのかということを検討することで整理するものです。

そして、こうして把握し・整理した、子供一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断していくことになります。

教育的ニーズを整理するために

三つの観点を踏まえることが大切

①障がいの状態等

- 医学的側面からの把握
- 心理学的・教育的側面からの把握

②特別な指導内容

- 就学までに特別に必要なとされる養育の内容
- 義務教育段階において特別に必要なとされる指導内容

③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

- 一人一人の障がいの状態に応じて、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の視点で考え、共に学ぶために必要な内容

* 就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、子供の教育的ニーズを踏まえて、市町村教育委員会等の総合的な判断を受けて、学びの場が柔軟に変更できます。



子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を考えることが大切です。